行政処分の種類	
上申の理由	
処分に対する意見	
参 考 事 項 (送致、刑事処分 の意見など)	

【裏】

別記様式第12号(第7条関係)

指示書

第

号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会

印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代 行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対し異義申立てをすることができます。

別記様式第12号の2 (第7条関係)

指示書

第 号 \exists

年 月

殿

熊本県公安委員会

印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて 適用される道路交通法第51条の4(同法第75条の8第3項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代 行業者名	
指示事項	など駐停車違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) に基づ き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会 (熊本県警察本部交通指導課経由) に対し異議申立てをすることができます。